

消費税の軽減税率制度①

10月から上がる消費税軽減税率制度にて消費税8%と消費税10%を見分ける基準を、今回は外食と持ち帰りなど食品について簡単にご説明します。

●お酒と外食（イートイン・ケータリング）は消費税10%です。

【酒類】（消費税10%）

酒税法では調理に使う「みりん」も酒類に含んでいる為、純粋なみりんは消費税10%です。一方で「みりん風味調味料」は酒類に含まれないので、消費税8%となります。

【外食】（消費税10%）

外食の定義は、「役務の提供」を受けるものか「単なる譲渡」なのかで判断されます。

テイクアウトをする、出前（デリバリー）を注文することは、「単なる譲渡」となり、消費税8%となります。

テーブル、椅子、カウンターなど、食事をする設備が提供され、食事をするためのセッティングのある場合は「役務の提供」を受けることになり、消費税10%となります。

ケータリングも食事としての準備がされるので、消費税10%です。

例：コンビニのおにぎりは、購入するだけなら消費税8%ですが、イートインを利用して食べていけば役務が提供されて消費税10%となります。

「役務の提供」か「単なる譲渡」かの判断をするには、いつ、どちらであるのかを判断するのでしょうか。



イートインのあるファーストフード店の場合

「店内でお召し上がりですか？→（消費税10%）」

「お持ち帰りですか？→（消費税8%）」と聞かれた時に判断できます。